

資料2 地歴及び周辺の地質に関する情報

●地歴状況（地歴調査報告書（令和3年8月）より）

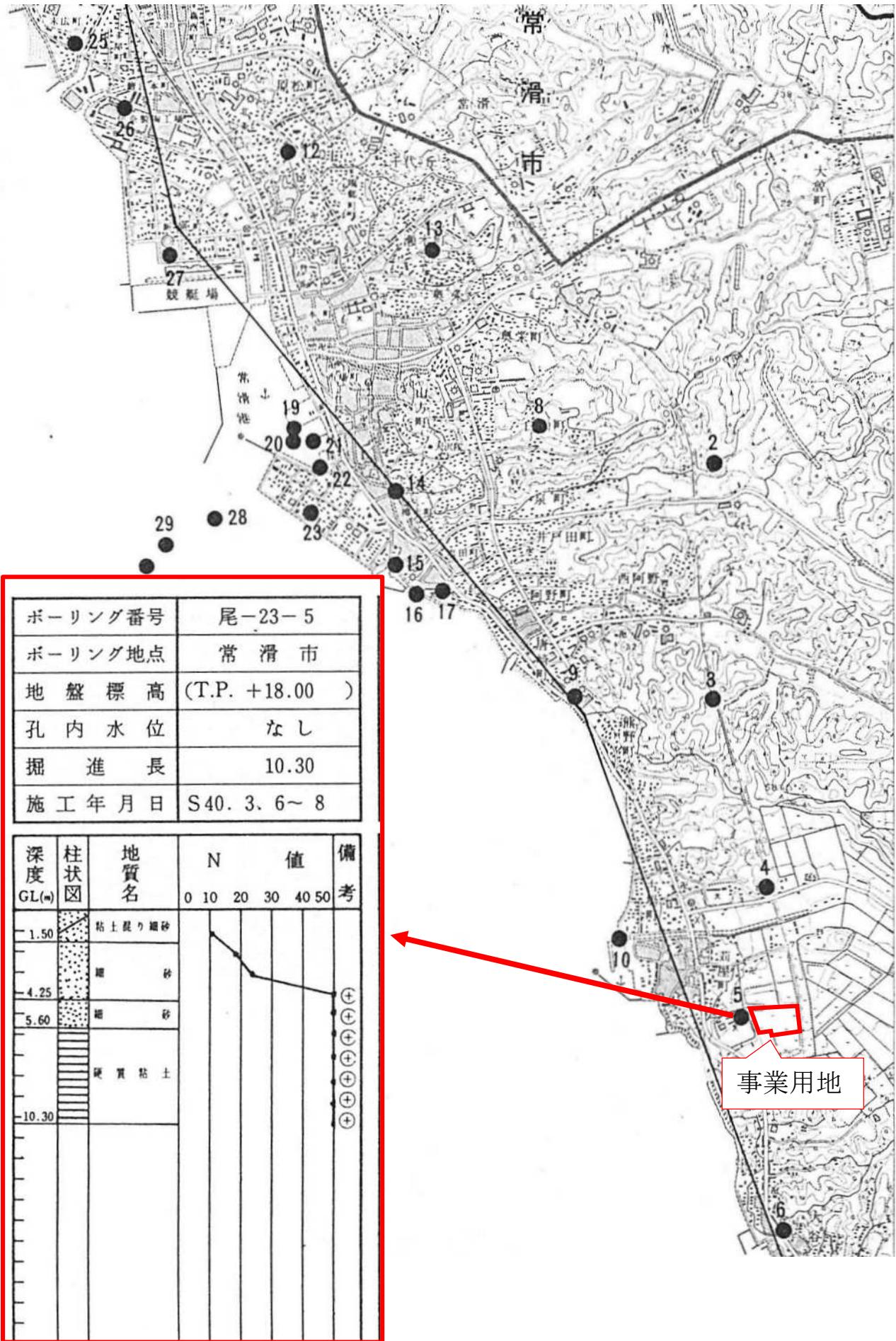
■土地利用履歴等調査結果のまとめ

調査項目		調査結果とその評価
地形・地質に関する情報		<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象地の現況は、標高 17 m・22 m 程の平坦な地形となっている。人為的改変前の原地形は、標高 20 m 弱～30 数 m の丘陵地であった。 ・調査対象地の地山は新第三紀鮮新世の東海層群常滑累層からなり、砂・シルト・粘土の互層状を呈する。調査対象地の旧谷部では厚さ数 m の盛土の分布が推定される。 ・近隣のボーリング資料では、調査対象地の地下水位を示すデータは確認できなかった。
土地利用変遷調査	登記情報の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象地は苅屋字加茂 151 番の土地の一部であり、現在の地目は宅地、所有者は常滑市となっている。 ・苅屋字加茂 151 番の土地は、平成 8 年 3 月 28 日に計 167 筆の土地が土地改良法による換地処分を受けたものである。 ・換地処分前の土地の大半は個人所有の畠で、これ以外は個人所有の山林及び愛知用水路、常滑市所有的溜池（後に雑種地に変更）・公衆用道路等であった。
	住宅地図・空中写真・地形図の判読	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地図史料によれば、調査地対象地周辺の土地利用は 1970 年代まで畠・道・森林・溜池に限られていた。1980 年頃に造成され、これ以降に南陽公民館等の建物、調査対象地ではテニスコート等が示されるようになった。 ・空中写真的判読結果によれば、調査対象地周辺の土地利用は 1970 年代までは畠・道・森林・用水路・溜池であった。1982 年撮影の空中写真では、苅屋字加茂 151 番地内に南陵公民館や南陵武道場、調査対象地内にテニスコート等が確認できる。 ・地形図史料では、1980 年測量図までは調査対象地周辺には畠（大正年間の史料では田の記号もある）や森林・荒地・道等が記されている。1980 年代以降の地形図では、南陵公民館等の建物や新たな道が示されているが、調査対象地は空地のように表示されている。 ・現況測量成果と地形図史料の比較から、調査対象地の大部分は造成時に切土が行われた範囲と考えられるが、旧谷部に当たる北縁付近の一部では厚さ数 m の盛土の分布が推定される。
調査対象地の状況調査	現地踏査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象地は、現在、南陵市民センターに付属するテニスコート・南陵多目的広場・駐車場等として利用されている。 ・調査対象地では、建物としてテニスコート北側の更衣室、工作物としてテニスコート他を囲むフェンスが確認された。
	聞き取り調査	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体：常滑市が苅屋字加茂 151 番地内に整備した施設については、建設時の地盤調査資料・設計資料が残されておらず、土地の形質変更や建築物の構造について具体的な資料は得られなかった。 ・地元精通者：常滑市が調査対象地周辺の土地を買収してから 40 年超の時間が経過し、買収前の所有者への聞き取りはできなかった。
	法令関係資料の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象地及びその周辺には土壤汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はなく、自主調査等による土壤汚染の報告もない。 ・調査対象地には水質汚濁防止法・下水道法に基づく有害物質使用特定施設はない。 ・調査対象地及びその周辺に農用地土壤汚染対策地域はない。 ・調査対象地及びその周辺にダイオキシン類土壤汚染対策地域はない。
遵法性の確認		<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象地の面積は 3,000 m² 以上であり、ここで軽易な行為とみなされない土地の形質変更が行われる場合、土壤汚染対策法第 4 条第 1 項の届出が必要である。 ・調査対象地の面積は 3,000 m² 以上であり、ここで軽易な行為とみなされない土地の形質変更が行われる場合、県民の生活環境の保全等に関する条例第 39 条 2 による報告要件に該当する。このため、事業者は土地の利用履歴を調査し、過去の特定有害物質等取扱事業所の設置状況等を知事に報告しなければならない。

調査地では聞き取り等による具体的情報は得られなかったが、登記情報や住宅地図・空中写真・地形図等の資料から、過去から調査時点に至るまで、調査対象地（常滑市苅屋字加茂 151 番の一部）に事業所等の設置がなかったことは明らかである。また、調査対象地及びその周辺に水質汚濁防止法で規定される有害物質を使用等する特定施設の設置はなく、土壤汚染対策法等による区域指定や自主調査等による土壤汚染の報告も確認されなかった。

以上より、調査対象地では土壤汚染が存在するおそれではなく、土壤汚染確認調査（土壤汚染対策法による「土壤汚染状況調査」、県条例による「土壤汚染等調査」）が必要な土地ではないと考えられる。

●周辺の地質に関する情報（地歴調査報告書（令和3年8月）を参考）



●事業用地の切土、盛土に関する情報

(地歴調査報告書（令和3年8月）より)

地形図による判読結果から、調査対象地周辺は1977年（昭和52年）頃までは主に耕地や森林であったが、1980年（昭和55年）頃に周辺域を含めた造成工事が行われ、苅屋字加茂151番地内の調査対象地南側の区画では公民館等が整備されたとみられる。以後の地形図では、調査対象地内の土地の利用状況が判別できるような記載はなかったが、この部分は住宅地図や空中写真で確認されたテニスコートや空地を示していると解釈される。

上記の結果から、調査対象地には事業所等の建物はなかったと判断される。

現況測量平面図によると、調査対象地の南陵武道場に隣接する西側地域は標高17.3m前後の平坦地、テニスコート等がある東側地域は標高22.0m前後の平坦地となっている。

造成が行われる前の地形図史料によると、調査対象地の西側地域は標高30m前後の尾根となっている。一方、調査対象地の東側地域でも標高30m前後の尾根が続いているが、南南東～北北西方向に延びる1筋の谷があり、この谷底の標高は20m弱～30m程と読み取れる。

上記のような地形変化の状況から、図-4.5に示すように、調査対象地の大部分は造成時に切土が行われた範囲と推定される。ただし、かつて谷があった東側の地域では、調査対象地の北縁付近に厚さ数mの盛土が分布するのではないかと想定される。



図-4.5 造成に伴う切盛の推定図 (S=1:5,000)

※ 背景図は1969年測量地形図